

(公 印 省 略)

建 政 第 1 9 8 5 号
公 入 管 第 7 6 4 号
施 整 第 1 1 3 5 号
令 和 4 年 3 月 8 日

(一 社) 大 分 県 建 設 業 協 会 長 殿

大 分 県 土 木 建 築 部 建 設 政 策 課 長
大 分 県 土 木 建 築 部 公 共 工 事 入 札 管 理 室 長
大 分 県 土 木 建 築 部 施 設 整 備 課 長

「令和4年3月15日から適用する公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例措置等
について(送付)

令和4年3月15日から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価(以下「新労務単価」という)について、令和4年3月15日以降起案する設計書より適用することとしていますが、令和3年度公共工事設計労務単価及び令和3年度設計業務委託等技術者単価(以下「旧労務単価」という)に各々比して、公共工事設計労務単価では全職種単純平均で1.9%上昇し、設計業務委託等技術者単価では単純平均で3.2%上昇していることに伴い、下記のとおり特例措置等を定めたので参考までに送付します。

記

1 特例措置について

(1) 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、対象となる工事及び建設コンサルタント業務等の受注者は、大分県公共工事請負契約約款第63条、大分県土木設計業務等委託契約約款第57条及び大分県建築設計業務等委託契約約款第62条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができる。

(2) 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等及び取扱いについて

ア 令和4年3月15日以降に開札を行う工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額及び業務委託料に契約を変更するものとする。

変更後の請負代金額及び業務委託料 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新労務単価により積算された金額

k：当初契約の落札率

イ 令和4年3月14日以前に開札を行った工事のうち、3月15日において工期の始期が到来していないものについては、「大分県公共工事請負契約約款第25条第6項の運用について」(平成26年2月14日付け建政第1772号)の規定を準用するものとする。

2 工事におけるインフレスライド条項の適用について

令和4年3月14日以前に開札を行った工事のうち、3月15日において工期の始期が到来しているものについては、「大分県公共工事請負契約約款第25条6項の運用について」(平成26年2月14日付け建政第1772号)の規定の適用を可能とする。

3 その他

落札決定通知後の工事及び建設コンサルタント業務等にあつては、契約時において、契約担当者より落札者に「別紙」を配布し、本特例措置等に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること(3月、4月開札分)。また、既契約の工事にあつては、監督員より受注者に「別紙」を配布し、本特例措置等に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

なお、本通知に基づく、受注者からの請負代金額及び業務委託料変更協議の請求期限については、各発注機関において業務の状況等を勘案し、適切に設定すること。

担当：公共工事入札管理室 公共工事入札管理班
建設政策課 技術・情報システム班
施設整備課 技術管理班